

令和5年度愛媛県ICT機器導入促進事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ICT機器導入促進事業（以下「促進事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(促進事業)

第2条 県は、令和5年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるところにより、予算の範囲内で、愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金を交付するものとする。

2 促進事業は、原則、令和6年2月29日までに完了するものとする。

3 補助対象経費の支出については、原則、交付要綱第9条第1項の事業実績報告書の提出前に完了しなければならない。

4 交付要綱第9条第1項の事業実績報告書の提出期日は、促進事業の完了2週間後又は、令和6年4月8日のいずれか早い方とする。

(促進事業に関する留意事項)

第3条 補助事業者（交付要綱第7条に定める補助事業者とする。）は、促進事業の実施にあたり次の点に留意すること。

- (1) タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。
- (2) 持ち運びを前提にせず、事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は補助対象外とする。
- (3) 機器の購入・設置のための費用を対象とし、通信費は対象外とする。
- (4) 補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること。
- (5) 促進事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは補助対象外とする。
- (6) 促進事業の補助対象となるICT機器は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。
- (7) 補助事業者が介護ソフト等を独自開発する経費は補助対象外とする。
- (8) 介護サービス事業者が一つの事業所において居宅サービスと介護予防サービスの指定を両方受けている場合は1事業所とする。
- (9) 購入を原則とするが、毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用、レンタル費用、保守・サポート費用も補助対象とする。

ただし、リース又はレンタルの場合は令和5年度分のリース又はレンタル料を限度とする。

- (10) 促進事業の実施にあたっては、複数の者から見積を徴する等、適正な価格により実施すること。
- (11) 補助金の交付決定日前に、発注・購入した機器等については補助対象外とする。ただし、予約・取り置きについてはこの限りではない。

(オンライン面会等への使用について)

第5条 本事業により導入したタブレット端末等を、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に利用することや、事業所が既に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用すること等は差し支えない。

(情報収集等への協力について)

第6条 本事業によりICT機器を導入した介護サービス事業者は、LIFEによる情報収集への協力の他、国又は県が得られた効果等について調査等を行う場合は協力しなければならない。

(個人情報保護)

第7条 補助事業者は、個人情報保護のため十分なセキュリティ対策を講じなければならない。なお、セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」(令和5年5月31日産情発0531第1号、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知)を参考にすること。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、促進事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和5年8月3日から施行する。